



須賀あきお

県議会12月
定例会報告

一般会計補正予算【第6号】 750億9,602万1千円
流域下水道事業会計補正予算【第3号】 83億9,100万円 等を議決

県議会12月定例会は12月1日から19日にかけて開催され、一般会計補正予算【第6号】(750億9,602万1千円)をはじめ流域下水道事業会計補正予算【第3号】(83億9,100万円)等を議決しました。一般会計の補正後累計は2兆3,325億3,781万6千円となりました。

一般会計補正予算【第6号】の主な内容は、『「強い経済」を実現する』として打ち出した国の総合経済対策に対応した予算です。物価高騰の影響を受ける生活者・事業者等に対する緊急支援として352億4,008万3千円、防災・減災・国土強靱化の推進として396億9,809万4千円、クマ対策による県民の安心・安全の確保として1億5,784万4千円が盛り込まれました。

流域下水道事業会計補正予算【第3号】は、八潮市道路陥没事故で通行止めとなっていた県道の仮復旧費用や仮排水管撤去の工事費等が計上されました。



▲埼玉県知事公館にて執行部と議員の新年賀詞交歓会が行われました(1月6日)。

一般質問報告

知事や県執行部に対し質問・提言

県議会12月定例会では一般質問に登壇し、一問一答、県の施策に対して12項目37件について質問・提言を行いました。今号はその中から「多様な人材が活躍できる県庁組織づくりとアンコンシャス・バイアス対策について」をはじめ6項目を抜粋し掲載しました。どうぞ一読いただき、県政に対するご意見などをお寄せください。

多様な人材が活躍できる県庁組織づくりとアンコンシャス・バイアス対策について

(1) 女性管理職比率とアンコンシャス・バイアスの影響について

Q 県では女性管理職割合を概ね20%とする目標を掲げているが、令和7年4月1日の実績は15.1%にとどまっている。この背景には「管理職は長時間勤務が前提」「子育て期は昇任に向かない」などのアンコンシャス・バイアスが影響している可能性も否定できない。本県職員において、無意識の思い込みが障壁となっていないか、知事の見解を伺う。

A 大野知事 今年度実施した職員アンケート調査では、昇任をためらう職員の割合は男性に比べ女性の方が1.6倍高いという結果が出ている。これまで私は、女性が昇任を志す上でアンコンシャス・バイアスが男女共に存在することを指摘し、昇任を希望する女性がためらうことなく働き方を選択できるような環境醸成を呼び掛けてきたが、まだ残念ながら道半ばと考えており、引き続き県庁全体での改革に取り組んでいく。

(2) 制度面だけでなく内部風土としての改革について

Q アンコンシャス・バイアスの是正を、制度整備だけでなく「組織風土の改革」としてどのように位置付け、取り組んでいくのか、知事の考えを伺う。

A 大野知事 私は就任時から毎年、女性活躍推進に向けたメッセージを職員向けに発信をし、私のメッセージを踏まえて各部局のトップが「働きやすい職場づくり宣言」を行い、働きやすい職場づくりに向けたアクションを起こすことで、職員の意識改革を推進してきた。また各階層における研修で、アンコンシャス・バイアスの是正や多様な人材が活躍できる職場づくりに関するカリキュラムを継続的に実施をしている。今後も、こうした取り組みを継続し、組織風土の改革に取り組んでいく。

再質問

Q トップの発信は重要だが、十分に届きにくい側面もある。20代・30代の若手に直接働きかける対話の場づくりやロールモデル提示など、若手職員に届く取り組みが必要ではないか、知事に伺う。

A 大野知事 職員向けメッセージは私自身が書き、職員ポータルで全員が見れるようにしているが、それに加えて、令和7年度から地域機関に直接出向いて、若手職員と意見交換する場を設けている。これまでに5回実施しており、このような場を引き続き設けていきたいと考えている。

そこでの声も踏まえ、若手職員が先輩職員に相談できるメンター制度の充実や、多様なロールモデルの発信にも引き続き取り組んでいきたいと考える。

(3) アンコンシャス・バイアス是正に向けた目標とロードマップについて

Q 多様な人材が活躍できる組織づくりは、継続的に意識改革を進める明確な道筋が必要。アンコンシャス・バイ

アスの是正を進め、多様な人材が活躍できる県庁とするため、どのような目標設定やロードマップを描き、どのように進捗管理を行っていくのか、知事の見解を伺う。

A 大野知事 多様な人材が活躍できる県庁を目指すため、アンコンシャス・バイアスの是正を進めることが重要との議員の指摘には全く同感だ。県はこれまで、職員の意識改革や職場の働き方改革、女性管理職登用の推進、男女共に育児休業等を取得しやすい環境整備などに取り組んできた。

今後、一層の取り組み推進を図るため、フレックスタイム制等が利用しやすい職場環境であると感じる職員の割合などを新たに目標設定するとともに、当該目標を令和8年度からの新たな「女性活躍・子育て応援事業主プラン」の中にも位置付け、その進捗管理を行っていく。そのためにも、さらなるDXの推進や働きやすい職場改革を進める必要がある。私自身が先頭に立ち職員の意識改革を進め、誰もが能力を発揮でき、多様な人材が活躍できる県庁へと進化することで、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現につなげたいと考える。

民生委員・児童委員の担い手不足と負担軽減について

(1) 担い手不足・負担増の実態把握について

Q 本県では令和7年12月の民生委員・児童委員の欠員率が12%を超え、前回から約3ポイント悪化している。業務は高度化・多様化する一方で、委員自身の高齢化や担い手不足が深刻化している。そこで、県内の民生委員・児童委員の負担増や担い手不足の実態について、県はどのように把握し、その課題や要因をどう分析しているのか、福祉部長の見解を伺う。

A 福祉部長 令和5年度の県内民生委員約9千人へのアンケートでは、約48%の方が業務量が多いと回答している。担い手不足の理由として「活動内容が十分に理解されていない」との意見を多くいただいた。担い手確保のためには、こうした課題の解決に取り組む必要があると認識している。

(2) 新たな担い手確保に向けた広報・啓発について

Q 担い手不足を解消するには、民生委員の活動を知ってもらうことが重要だが、「活動内容が分からない」「自分にできるか不安」と感じている方も多いと聞く。候補者の発掘や若年層の参加促進に向けて、県は市町村と連携し、どのような広報・啓発に取り組むのか、福祉部長の見解を伺う。

A 福祉部長 県では、彩の国だよりやホームページなどを活用し、民生委員制度を広く周知している。住民に身近な市町村では、民生委員の体験談、やりがいなどをPRしている。

今後はさらに、県内の大学や市町村と連携して、若年層の参加に向けた広報啓発にも力を入れて取り組んでいく。

(3) 無報酬制度の見直し・ICT導入等による負担軽減策について

Q 現在、民生委員は無報酬だが、業務量や責任は増えるばかりで、制度の持続性にも影響しかねない。今後、民生委員制度を安定的に継続していくため、無報酬制度の見直しについて国に要望する考えがないか、またICT導入支援や事務負担軽減、研修の柔軟化など、県独自の負担軽減策を進める考えはあるのか、福祉部長の方針を伺う。

A 福祉部長 民生委員法で実費として活動費が支給されている。県では、地方交付税算定基礎額に基づき、民生委員一人当たり年60,200円を市町村に交付しているが、国に対し算定基礎額の増額を要望している。また、民生委員を補助する協力員の配置や、事務負担を軽減するためのICTの活用を図る市町村に補助を行うほか、研修も動画配信で受講できるよう工夫しているところであり、今後とも負担軽減にしっかりと取り組む。

児童養護施設における加算制度と人員配置支援について

(1) 発達障害・被虐待児の増加と職員負担の現状認識について

Q 児童養護施設では、虐待経験のある子どもや発達障害など、特性を持つ子どもが年々増加し、職員に求められる役割は多岐にわたる。現場からは「通常の配置基準では実態に追いつかない」「専門職を増やしたいが、人件費の負担が重い」といった切実な声があがっている。県はどのように現状を認識しているのか、福祉部長の見解を伺う。

A 福祉部長 児童養護施設に入所している児童のうち、障害等を有する児童の割合は42.8%、被虐待経験を有す

る児童は71.7%と高くなっている。一方で、施設は職員の確保や定着に苦慮しており、十分な職員配置ができず、支援疲れ等による離職者も増加していると伺っており、職員の負担は以前にも増して大きくなっていると認識している。

(2) 障害等を有する児童への加算制度の創設について

Q 特性の強い児童を受け入れるほど、職員配置や専門職確保の負担が増す一方で、収入面では報われないという「矛盾」が、現場の疲弊を招いている。特性の強い児童を多く受け入れている施設に対し、新たな加算制度を設ける、あるいは国に要望していく考えはあるのか、福祉部長の見解を伺う。

A 福祉部長 県では、国に対し知的障害児等を受け入れた場合の加算制度を創設するよう要望している。令和7年11月10日には、知事から黄川田大臣に直接、児童養護施設等の職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分についてのさらなる改善を進めるよう要望した。今後も引き続き国に強く要望していく。

(3) 施設の人員配置に対する支援について

Q 子どもたちの安心・安全な生活を支えるためには、「人」が必要。心理士など外部専門職の活用、職員研修の充実、

ICTによる事務負担の軽減、メンタル面のケアなども含め、児童養護施設の人員体制を補完し、職員の負担軽減を図るために、県はどのような支援策を検討しているのか、福祉部長に伺う。

A 福祉部長 県では児童心理治療施設の医師や心理士等を派遣し、ケアニーズの高い児童への支援方法などを専門的な見地から助言している。また、職員のサポートや人材育成について学ぶ研修会を開催するとともに、住宅手当の上乗せ補助による職員の処遇改善も行っている。今後さらに、ICTによる事務負担の軽減やメンタル面でのサポートなども含め、効果的な支援策を検討していく。

県立高校における自閉症・発達障害の生徒への指導について

(1) 通級による指導の継承と拡充について

Q 近年、自閉症スペクトラム障害や発達障害の特性のある生徒が高校段階でも確実に増えており、支援体制をどう整えるかは県の責務だ。県立高校では通常の学級に在籍しながら、一部の時間のみ特別な指導を受ける「通級による指導」を、令和7年度時点で8校が実施している。一方、令和8年4月に再編整備を予定している高校も含まれており、「再編後も通級は続くのか」といった不安の声も聞く。再編整備における「通級による指導」について県はどのように継承し、今後どのように維持・展開していくのか、教育長の考えを伺う。

A 教育長 令和8年4月に再編整備される新校においても、これまで蓄積してきた指導事例等を教職員間で共有するなどして、確実に継承できるよう取り組んでいく。また今後は、県全体として将来的に、どの高校に通っても通級による指導を受けられる教育環境を目指し、地域バランスを考慮して実施校の拡大も検討していく。

(2) 教員の専門性向上と校内支援体制の強化について

Q 通級の継続・拡充とあわせて重要なのが、学校全体としての支援体制の強化だ。自閉症・発達障害のある生徒への支援を特定の教員だけに任せるのではなく、学校全体の仕組みとして進めていくことが不可欠だ。そこで、県立高校における特別支援教育に関する教員の専門性向上や、特別支援教育コーディネーター・個別の生徒についてのケース会議などを含めた校内支援体制の強化を進めるべきと考えるが、教育長の具体的な方針を伺う。

A 教育長 業務が一部の教職員に偏りがちになることから、学校全体の教職員が専門性を向上させ、組織的に支援する体制の確立が必要と考えている。今後は管理職や教員対象の研修等において、各校の実践事例を持ち寄って演習などを行うとともに、校内研修等の講師として県の指導主事を派遣するなど、教員の専門性向上と組織的な校内支援体制の強化に取り組む。

埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例について

(1) 条例の認知度・遵守状況の把握について

Q 議員提案により成立した本条例は、令和3年10月1日の施行から4年が経過した。県内では、「エスカレーターは立ち止まって利用するもの」という意識が一定程度広がってきていると思うが、朝夕の通勤・通学時間帯の駅では、依然として右側を歩いて上る利用者も多く見受けられる。

県は条例の県民への認知度や遵守状況をどのように把握しているのか、県民生活部長に伺う。

A 県民生活部長 毎年度、県政世論調査で条例の認知度や遵守状況について調査している。令和7年度の調査で「条例を知っている」とのは68.9%となっている。また、駅で立ち止まって利用した方の割合は76.9%、小売店舗では90.2%、宿泊施設では93.0%、公共施設では91.8%となっている。

(2) 周知不足やトラブル懸念の声への認識について

Q 私の地元でも「条例の周知が足りないのではないかと」「歩行を注意したことでトラブルになるのではないかと」といった声が寄せられている。県民からの意見を県としてどのように受け止めているのか、県民の不安や戸惑いにどう向き合っていくのか、県民生活部長に伺う。

A 県民生活部長 条例の周知は着実に進んでいる一方、遵守状況は駅での割合が最も低く、このことが条例の周知不足との指摘につながっていると認識している。立ち止まって利用することは自身の安全確保だけでなく、小さなお子さま連れや片側の手すりにしかつかまることができない利用者への配慮でもある。今後、鉄道事業者と啓発活動等のさらなる連携強化に取り組み、県民の不安解消に努めていく。

(3) 鉄道事業者との連携による啓発とその成果・課題について

Q 駅での啓発が条例の実効性を左右すると言っても過言ではない。鉄道事業者との連携によるポスター掲示やアナウンスなど、これまでどのような啓発を実施してきたのか、その成果と課題について、県民生活部長に伺う。

A 県民生活部長 これまで、県が作成したポスターやエスカレーターに貼るPR用シール、アナウンス用音声データを鉄道事業者に提供し活用していただいている。また毎年度、エスカレーターの安全な利用促進キャンペーンを実施している。その成果として、駅のエスカレーターを「立ち止まって利用した」割合は、令和3年度の64.9%に比べ12ポイント上昇した。一方、年代が若いほど割合が低く、若年層に向けた啓発が今

後の課題と考えている。

(4) 若年層へのアプローチと今後の取り組みについて

Q 若年層へのアプローチや、鉄道事業者とのさらなる連携強化、SNSを活用した情報発信などが重要だ。条例の実効性を一層高めるため、取り組みをどのように進めていくのか、県民生活部長の見解を伺う。

A **県民生活部長** 若年層に向けた取り組みとして、SNSを活用した発信の強化や若者向けの各種講座の機会を活用したPR等に取り組む。また今年度、若者世代の県政サポーターから効果的なPR方法について意見・提言をいただいた。今後、これ

らを参考に若年層に向けたさらなる啓発活動に取り組んでいく。

鉄道事業者との連携強化については、JR東日本では大宮駅のエスカレーターにおいてAIカメラで歩行者を検知し、スピーカーで立ち止まるよう促す実証実験を行った。県としては、こうした取り組みを他の鉄道事業者に紹介し横展開を図るとともに、より多くの方を巻き込んだキャンペーンを実施するなど、駅におけるエスカレーターの安全利用を促す取り組みを強化していく。



▲県が制作したエスカレーターの安全利用を呼びかけるチラシ

気候変動に対応した高温体制品種の導入と新品種「えみほころ」の販売戦略について

(1) 今年の水稲の高温障害と今後の対策について

ア 高温障害への対応策について

Q 令和7年8月も観測史上最高水準の平均気温となり、水稲の品質低下や収量減少が懸念された。水稲における高温障害の被害状況について、県はどのように把握し、今後、白未熟粒の増加や登熟不良などの影響を軽減するため、どのような対策を講じていくのか、農林部長に伺う。

A **農林部長** 10月末時点の水稲の農産物検査では、白未熟粒等が原因で規格外米となった割合は検査数量全体の5.1%となっている。高温障害への対応は、県育成高温耐性品種「彩のきずな」の普及とともに、新品種「えみほころ」の導入を推進している。今後は、これまで以上に普及指導員が生産者に対し、適切な水管理、肥料の使用、適期収穫といった技術支援を行っていく。

(2) 国・他県の高温耐性品種の試験導入について

Q 連年の高温を踏まえると、より幅広い選択肢を確保することも重要。国や他県で育成された高温耐性品種についても、県内での試験栽培を行い、導入可能性を検討すべきと考えるが、農林部長の見解を伺う。

A **農林部長** 国育成の「にじのきらめき」について、平成30年から令和元年度に農業技術研究センターで高温耐性や収量性の試験を実施した結果、収量では「にじのきらめき」が、高温耐性では「えみほころ」が優れていた。しかし当時と比べ気象条件も変わっているので、今年度改めて試験している。試験結果を踏まえ、農業者や農業団体等の意向を伺いながら、県内への導入を検討していく。

(3) 新品種「えみほころ」の販売促進計画について

Q 今後、生産拡大が見込まれる新品種「えみほころ」について、ブランド戦略やPR方法、小売店との連携などを含めた、総合的な販売促進計画を策定すべきと考えるが、農林部長の見解を伺う。

A **農林部長** 「えみほころ」については、知事が県庁オープンデーでPRした他、ドリームフェスタやSNS、ラジオ番組で情報発信してきた。また小売店での試験販売や卸売業者へサンプルを提供するとともに、消費者や実需者にアンケートを実施し、8割以上の方から「普段のお米と比較しておいしい」と評価いただいている。今後、販売促進計画を策定し、消費者や実需者に選ばれる米になるよう努める。



▲えみほころ

イ 等級に依拠しない評価軸の策定について

Q お米の等級は取り引きの均一性を示す指標であり、美味しさを正確には反映していない。実際に私は岩槻の小島農園の規格外米を食べてみたが、食味は通常のご飯と全く変わらず、むしろおいしいとすら感じた。

等級に依拠しない新たな評価軸の策定は、生産者に「見た目」から「美味しさ」や「持続可能な栽培」へと価値基準をシフトさせる一助となり、結果的に気候変動による白未熟粒の増加や登熟不良などの影響を軽減する有効な手段となると考える。品位等検査に依拠しない形での評価基準策定を国に求めるべきと考えるが、農林部長の見解を伺う。

A **農林部長** 国では生産者や流通事業者、消費者団体等と連携し、農産物検査の結果のほかタンパク質等の食味関連指標など、消費者に品質情報を伝達する仕組みを検討している。県では、この国の検討の場に参加するなど動向を注視し、必要な協力を行っていく。

※一般質問の様子を動画でご覧になりたい方はこちらから



※一般質問の全文は県議会のホームページからご覧いただけます



県政へのご意見・ご要望をお寄せください。

須賀昭夫政務活動事務所

〒350-0066 川越市連雀町14-5 1F

電話 / FAX : 049-210-3323 E-mail : info@akiosuga.net

本紙のバックナンバーはHPからご覧いただけます。また、須賀昭夫政務活動事務所にバックナンバーあります。(無くなり次第終了)



ホームページ



フェイスブック

